

第 61 回「国際人権に関する研究会」  
『社会権規約の人権 - 国内裁判・日本の課題と国連の動向 - 』  
報告書

国際人権問題委員会定例の「国際人権に関する研究会」（第 61 回）が去る 2 月 3 日開かれた。今回は年 1 回の各地弁護士会での開催にあわせて、神戸の兵庫県弁護士会分館で行われた。テーマは「社会権規約の人権 - 国内裁判・日本の課題と国連の動向」。

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）の次回締約国報告書審査に供される第 3 回日本政府報告書が 2009 年 12 月に提出されたことを受けたテーマである。

プログラムに沿って、まず、棟居快行氏（大阪大学大学院高等司法研究科教授）から「『国際人権訴訟』の可能性」として、国際人権条約上の権利、とりわけ社会権について聴く耳を持たない裁判所についての現状報告があり、これをどうしたら変えていけるのか、と考えさせられた。

次いで、具体的訴訟事件で国際人権規約を主張した「神戸市立枝吉保育所廃止事件」について、石田真美会員（兵庫県弁護士会）から以下のとおり報告を受けた。

第 1 審において、子どもの権利条約 3 条が「子どもの最善の利益」を規定している点に鑑みれば行政や司法、あらゆる意思決定の過程において、まず第一に子どもの権利を害することがないように、最大限の配慮が必要となること、また子どもの権利条約により国には保育所等を整備する旨の責務を課せられていること等の主張を行い、公立保育所廃止処分の違法性等を主張したが、第 1 審判決は、子どもの権利条約等の条約を根拠とした主張を行っている点は認識した主張整理を行っているが、判断においては、国内法のみを根拠にし、条約を引用した主張については一切判断を行わなかった。控訴審においては、より詳細な子どもの権利条約の解釈を展開した。

第 3 の報告は、芝池俊輝会員（札幌弁護士会）が「社会権規約の実施 - 日本の課題と国連の動向」について行った。ここでは、社会権規約の国際的实施として、

- (1) 社会権規約委員会が、政府報告書審査、一般的意見の作成、選択議定書（2008 年国連総会採択）に基づく個人通報制度の実施などを行っており、
- (2) 世界で起こっている教育、居住、食糧、健康などに関するクリティカルな問題について特別報告者を指定して行う活動があることが紹介された。

さらに、国内の実施の手法として、司法アプローチと並んで政策アプローチがあり、これらを実施し、促進する役割を担うのが「国内人権機関」であり、これに関する一般的意見第 10 があると報告された。

そして政策アプローチに際して、有用なツールとして インディケータ(指標)とベンチマーク(目標値)があり、その活用を「人権影響評価」のプロセスにおけるすべての政策決定について行うべきことが国際的標準となっていることが報告された。

今回の研究会は、政府報告書に対する日弁連オルタナティブ・レポート作成等を任務として 2010 年 1 月に発足した「国際人権(社会権)規約問題ワーキング・グループ」の活動に活きる貴重な情報源となった。

当日の研究会には兵庫県弁護士会員、NGO、道上明会員(2010 年度日弁連副会長)などの参加も得て、30 余名が参加し、活発な意見交換がなされた。